

○大和川右岸水防事務組合公文書公開条例施行規則

制 定 平 14. 3. 29 規則 1

最近改正 平 28. 3. 24 規則 6

(趣 旨)

第 1 条 大和川右岸水防事務組合（以下「組合」という。）公文書公開条例の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(請求の方法)

第 2 条 条例第 8 条の規定により公文書の公開を請求しようとする者は、第 1 号様式による公文書公開請求書を組合に提出しなければならない。

(決定通知書等)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 公文書の公開の決定 第 2 号様式による公文書公開決定通知書

(2) 条例第 7 条の規定に基づく公文書の部分公開の決定 第 3 号様式による公文書部分公開決定通知書

(3) 公文書の公開をしないことの決定 第 4 号様式による公文書非公開決定通知書

2 条例第 9 条第 4 項の規定による通知は、第 5 号様式による決定期間延長通知書により行う。

(公文書の公開)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項に規定する公文書の公開は、組合が指定する日時及び場所において行う。

2 前項の場合において、公文書を閲覧する者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 組合は、前項の規定に違反する者に対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。

4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求に係る公文書 1 件につき 1 部とする。

(費用の納付時期)

第 5 条 条例第 11 条第 2 項に規定する費用は、前納しなければならない。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 14. 3. 29 規則 1)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 21. 3. 27 規則 2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 28. 3. 24 規則 6)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

公 文 書 公 開 請 求 書

平成 年 月 日

様

請求者 住 所

氏 名

大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第8条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求する公文書の件名又は内容	
公文書の公開の実施方法の区分	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
公文書の公開を請求できる者の区分	1 組合を構成する市町の区域内に住所を有する者 2 組合を構成する市町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事業所等の所在地 名 称 電話 () — 3 組合を構成する市町の区域内に事務所又は事業所に勤務する者 勤務先等の所在地 名 称 電話 () — 4 組合が行う事業に利害関係を有する者 利害関係の内容

各欄に必要な事項を記入し、又は該当する番号に○印をつけてください。

第2号様式

公文書公開決定通知書

大和防第 号

平成 年 月 日

様

実施機関名

平成 年 月 日付で請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開することを決定したので、大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の 日 時	午前 平成 年 月 日 () 時 分 午後
公文書の公開の 場 所	

注 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

第3号様式

公文書部分公開決定通知書

大和防第 号
平成 年 月 日

様

実 施 機 関 名

平成 年 月 日付で請求のあった公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することを決定したので、大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公文書の公開の日 時	午前 平成 年 月 日 () 時 分 午後
公文書の公開の場 所	
一 部 を 公 開 し な い 理 由	大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第6条第 号に該当 (説明)
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知のあった日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

注 公文書の公開を受ける際には、この通知書を受付へ提示してください。

第4号様式

公文書非公開決定通知書

大和防第 号
平成 年 月 日

様

実 施 機 関 名

平成 年 月 日付で請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開しないことを決定したので、大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第9条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
公開しない理由	大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第6条第 号に該当 (説明)
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知のあった日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます。

第5号様式

決 定 期 間 延 長 通 知 書

大和防第 号

平成 年 月 日

様

実 施 機 関 名

平成 年 月 日付で請求のあった公文書の公開については、大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第9条第4項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

公文書の件名	
条例第9条第1項の規定による 決 定 期 間	
延長後の決定 期 間	
延 長 の 理 由	大和川右岸水防事務組合公文書公開条例第6条第 号に該当 (説明)
備 考	